

## 令和5年度 健康くまもと21推進会議

### 第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する策定委員会

#### 次第

日時：令和5年7月14日（金） 午後2時から午後4時

会場：ウェルパルクまもと 3階 すこやかホール

#### 1 開会

#### 2 策定委員会 座長 挨拶

#### 3 議題

- (1) 第3次健康くまもと21基本計画の策定について
- (2) 第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画の策定方針について
  - ① 「食の安全安心の確保」について
  - ② 「食育の推進」について
- (3) その他

#### 4 閉会

健康くまもと21推進会議 食の安全安心・食育推進計画 策定委員名簿

(敬称略)

	所属・団体等	役職	委員氏名	組織
1	【部会長】 崇城大学生物生命学部応用微生物 工学科	教授	長濱 一弘	学識経験者
2	尚絅大学生活科学部栄養科学科	教授	守田 真里子	学識経験者
3	熊本県栄養士会	副会長	岸 知子	保健・医療・福祉関係者
4	熊本市保育園連盟	理事	三浦 弘文	保健・医療・福祉関係者
5	熊本市PTA協議会	常任理事	北里 隆明	その他(教育関係者)
6	熊本市食生活改善推進員協議会	会長	平川 恵子	健康くまもと21を推進する団体
7	熊本市食品衛生協会	専務理事	高岡 辰生	食の安全安心関係者
8	(株)熊本地方卸売市場	総務部長	國徳 健二	食の安全安心関係者
9	熊本市農業協同組合	生活係長	東野 裕子	食の安全安心関係者
10	熊本県漁業協同組合連合会	総務課長	平山 明香	食の安全安心関係者
11	健康まちづくりを推進する 中央区の代表	託麻原校区青少年健全育成協議 会会長	三浦 勲	市民代表者
12	健康まちづくりを推進する 南区の代表	健康くまもと市民 応援団事務局長	牧尾 幸美	市民代表者

## 健康くまもと21庁内推進委員 出席者

チームズでのオンライン参加

課名		健康くまもと21庁内推進委員	
		役職	氏名
1	健康福祉政策課	課長	庄山 義樹
2	国保年金課	課長	小濱 明彦
3	高齢福祉課	副課長	荒尾 恵太郎
4	障がい福祉課	課長	林 伸俊
5	こころの健康センター	所長	中島 賢三
6	医療政策課	副課長	清水 奈味
7	生活衛生課	課長	八浪 哲也
8	感染症対策課	課長	中林 秀和
9	こども政策課	課長	那須 光也
10	こども支援課	課長	内田 聡
11	保育幼稚園課	課長	岩下 敏和
12	生涯学習課	課長	大石 雄一
13	スポーツ振興課	副課長	北口 浩之
14	中央区保健こども課	課長	渡邊 吉晴
15	東区保健こども課	課長	伊藤 和貴
16	西区保健こども課	課長	木庭 礼子
17	南区保健こども課	課長	馬原 聖
18	北区保健こども課	課長	進野 よし子
19	教育政策課	主査	木村 三恵
20	健康教育課	副課長	松本 浩司
21	消費者センター	所長	羽矢 千賀子
22	環境政策課	参事	福永 一夫
23	水保全課	課長	古上 藤治
24	環境総合センター	所長	近藤 芳樹
25	廃棄物計画課	主幹	丸山 陽子
26	農水ブランド戦略室	室長	奥村 幸司
27	農業支援課	課長	宮本 政司
28	水産振興センター	所長	吉留 健士
29	子ども発達支援センター	所長	有田 美保子
30	指導課	主任指導主事	藤本 裕人
31	事業ごみ対策課	課長	菅本 康博
事務局	健康福祉部	部長	大林 正夫
	保健衛生部	部長	中元 正人
	食品保健課	首席審議員	松永 孝一
		技術主幹兼主査	荒木 真貴子
		技術主幹	村上 裕司
		技術主幹	守田 三穂
		技術参事	佐藤 友紀子
	健康づくり推進課	課長	山下 繁人
		副課長	木櫛 聖子
		主幹兼主査	迫 宗高
	技術主幹	富永 美保	
	主任技師	西坂 咲	

## 第3次健康くまもと21基本計画の策定について

### 1 計画策定の背景と趣旨

熊本市では、市民が自分らしくいきいきと輝いて暮らすことができることを最終目標に、市民と行政が協働で取り組む健康づくりの指針として「健康くまもと21基本計画」を平成14年(2002年)3月に策定しました。その後、平成23年度(2011年度)にこれまでの取り組みについて、健康くまもと21推進市民会議と行政による評価を行うとともに、国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」の基本的な方針を勘案し、市民の健康づくりに関する目標と方向性を明確にするため「第2次健康くまもと21基本計画」を策定しています。

人生100年時代に本格的に突入する中で、健康の重要性はより高まっています。国の次期プラン案においても、個人の行動や健康状態の改善に加え、個人をとりまく社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現することが重要とされています。

このような課題をふまえ、乳幼児から高齢者までのライフコース全体にわたって総合的に健康づくりを推進するため、食の安全安心の確保や食育の推進、歯科口腔保健の施策を一体的に進めていくことが必要です。そのため、本計画は「健康増進計画」、「食の安全安心・食育推進計画」、「歯科保健基本計画」を一体化した「第3次健康くまもと21基本計画」を策定するものです。

## 2 計画策定の根拠

「第3次健康くまもと21」で一体化する3つの計画に関する策定の根拠は、それぞれ以下のとおりです。

### <健康増進に関すること>

健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として、本市における健康づくりの指針とするもの。

### <食の安全安心と食育推進に関すること>

食品安全基本法第7条に基づき本市の食の安全安心に関する施策の方向性を示すとともに、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」として「食の安全安心の確保」と「食育の推進」に関する基本指針を定めるもの。

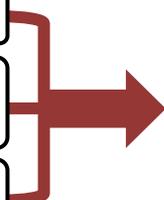
### <歯科保健に関すること>

熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例第9条及び歯科口腔保健法第3条に基づく「歯科保健基本計画」として、本市の歯科口腔保健推進に関する施策等を定めるもの。

第2次健康くまもと21基本計画  
H25～R5（11年）

第3次食の安全安心・食育推進計画  
R元～R5（5年）

第3次歯科保健基本計画  
H25～R5（11年）



第3次健康くまもと21：R6～R17（12年）

①健康増進計画

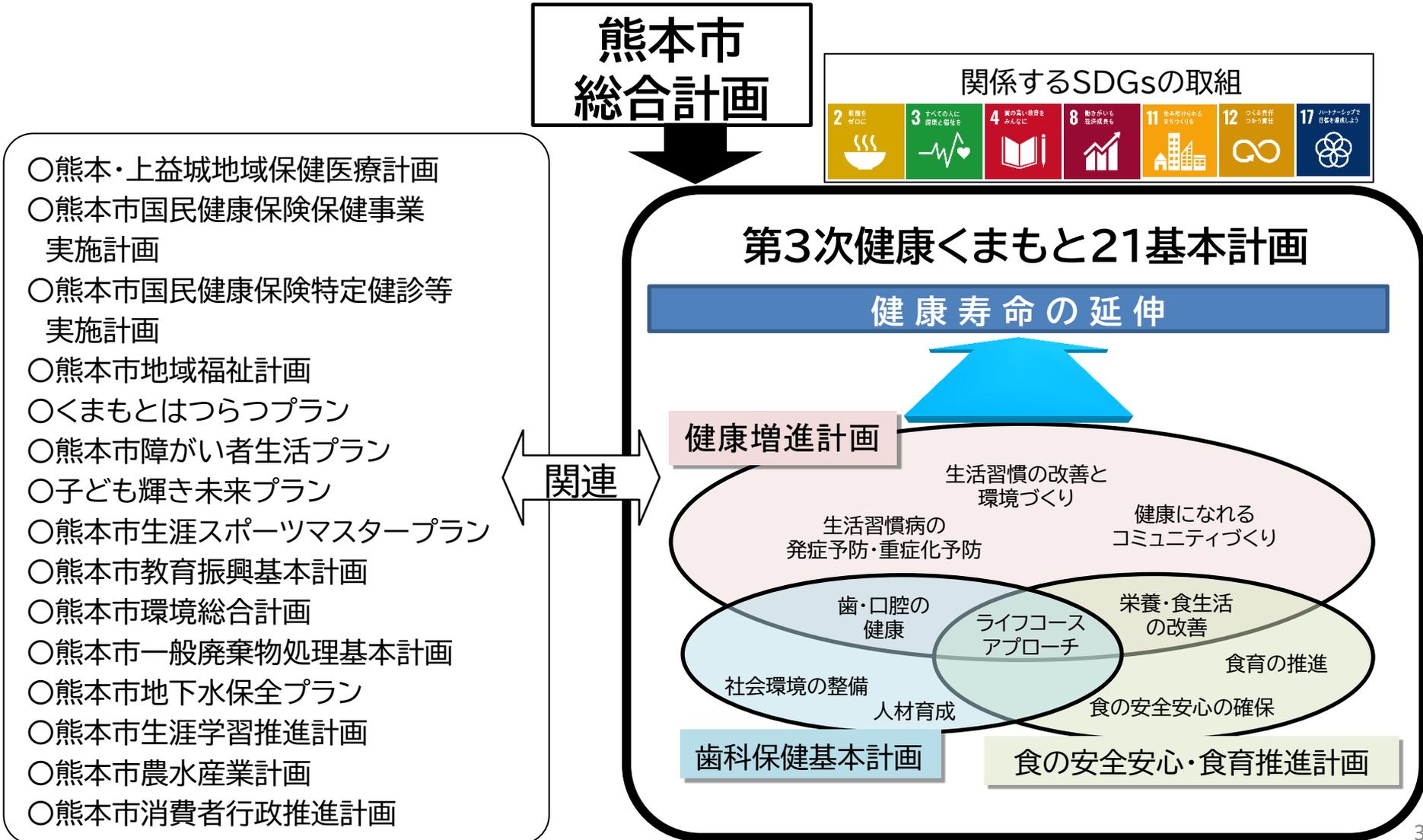
②食の安全安心・食育推進計画

③歯科保健基本計画

※第3次健康日本21と計画期間を合わせながら、第8次総合計画との整合性を図りつつR11に中間見直し

### 3 計画の性格・位置づけ

新しい健康くまもと21は、第2次健康くまもと21基本計画の理念を継承するとともに、本市の健康増進を取り巻く現状等を踏まえ、国や県の計画や、下記の図のとおり総合計画や本市の関連する計画と整合性を図りながら必要な施策について策定します。



## 4 計画の期間・見直し

計画期間は、令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの12年間です。

本計画に基づいて施策を推進していくにあたっては、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応する必要があるため、中間年度である令和11(2029)年度に見直しを行うとともに、それ以外の計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

## 議題2

### 第4次熊本市食の安全安心・食育推進計画の策定方針について

#### 1 計画の理念

市民が健康で心豊かな生活を送るため、くまもとの地下水、豊かな海に育てられた海産物、安心で安全な農水畜産物に感謝の心を持ち、「食べることは生きること」をキャッチフレーズとして、食の安全安心・食育推進計画の目標として下記を掲げます。

市民が食に関する適切な判断力を養い、  
生涯にわたって健全な食生活を実践し、  
健康寿命を延伸する

～豊かな自然 おいしい水 活かして育む元気くまもと～

## (1)食の安全安心の確保

本計画は、食品を摂取することによる健康被害を未然に防止し、市民が安心して食生活を営むことを目的に、①生産から消費に至るまでの食品衛生の確保、②食品の安全性確保のための体制整備、③食の安全に関する情報の共有と相互理解の推進、これら3つを基本目標として取り組みます。

また、取組にあたっては、基本的にこれまでの施策を継続しながら、市民が食の安心をより実感できるような取り組みを強化します。

## (2)食育の推進

本計画は、食育を通じて、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目的に、①全ての市民の食育への理解の増進、②健全な食生活が実現できる環境整備、③市民運動としての食育の推進、④「くまもとらしさ」を活かした食育の推進、これら4つを基本目標として取り組みます。また、取組にあたっては、健康の礎である食を支えるため、家庭や学校、職場、地域等あらゆる生活の場面で切れ目なく、持続可能で環境にもやさしい食育を推進します。

### 1 「食の安全安心の確保」の主な課題と重点的な取組

#### ●食の安全性の確保

近年、患者数は少ないものの、アニサキスやカンピロバクターなどを原因とする食中毒の発生が増加しています。令和5年度の市民アンケートにおいても、「寄生虫(アニサキスなど)」に不安を感じる市民が67.7%、「食中毒を起こす細菌(カンピロバクターなど)・ウイルス(ノロウイルスなど)」に不安を感じる市民が58.9%と平成30年度より増加しており、今後も生産段階や製造、加工、流通・販売の各段階、消費段階における食の安全性確保に向けた取り組みを継続していく必要があります。

#### ●食に対する安心感の向上

近年、重篤または大規模な食中毒は発生しておらず、おおむね食の安全性は担保されていると言えますが、依然として約半数の市民が食品添加物や輸入食品等に不安を感じており、食に対する安心感が十分に得られているとは言えません。食の安全性が市民の安心感につながるよう、行政・食品等事業者が一体となったさらなる取り組みが必要です。

## 2 「食の安全安心の確保」の策定方針について

- 体系図(案)・・・別紙(2)－①－1
- 検証指標及び目標値とデータ出典元・・・別紙(2)－①－2

### (1)基本目標

#### 1 生産から消費に至るまでの食品衛生の確保

食品の生産から消費に至る各段階において必要な安全性確保に関する取組を実施します。また、食品等事業者の自主衛生管理を推進します。

#### 2 食品の安全性確保のための体制整備

食品の安全性確保のために必要な体制を整備し、関係機関との連携を強化します。

#### 3 食の安全に関する情報の共有と相互理解の推進

市民(消費者)が食品を信頼し、安心感の持てる社会を構築するために、関係者間の情報共有と相互理解を推進します。

## (2) 基本的方針

### I 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性確保

食品の生産から製造・加工を経て市民(消費者)に消費されるまでの各段階において、食品の安全性が確保されるような取り組みを行います。

### II 食品等事業者の自主衛生管理の推進

食品等事業者に対して自主衛生管理の手法であるHACCPの定着に向けた取り組みを重点的に行います。また、熊本の特産品や地下水の安全性確保に努めます。

### III 国・県・他市町村・庁内関係部署及び食品関係機関との連携

食中毒等発生時には、適切な初動対応による健康被害等の拡大防止に努めるとともに、新たな食中毒等の健康危機に対応できる体制構築を図ります。また、近年、食品流通システムの発達等により広域化している食中毒事案等に対して関係機関との連携を図ります。

### IV 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進

消費者を含む関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見の交換を行うことにより、食に関して安心を実感できることを目指します。また、食の安全を目に見える形で情報提供することによって、食の安心をより実感できるような取り組みを強化します。

### V 食育を通じた食の安全安心の確保(共通)

市民が安心して食生活を送れるよう、食育を通じて、食の安全性や栄養等に関する理解を深めることが大切です。また、食糧備蓄など災害時に備える食育の推進に努めます。

### (3) 施策の方向性と取り組むべき施策(前計画からの主な変更点)

#### ① 基本的方針Ⅱ 食品等事業者の自主衛生管理の推進

##### 施策の方向性(1) HACCPの定着

令和3年6月より、原則としてすべての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務づけられたことから、施策の方向性の「HACCPの普及と実践」を「HACCPの定着」に変更します。

また、取り組むべき施策の「熊本市食品自主衛生管理事業」は、HACCPの義務化に伴い事業を終了したため削除します。

#### ② 基本的方針Ⅳ 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進

##### 施策の方向性(2) 市民自らが判断して選択できる環境の充実

市民の食に対する安心感が向上するために、施策の方向性の「食や健康被害に関する情報提供の充実」を「市民自らが判断して選択できる環境の充実」に変更します。

また、取り組むべき施策の「正確で迅速な食品情報の収集と発信」を「食の安全に関する情報の見える化」に変更し、行政と食品関連事業者が一体となって食の安全性に関する情報発信に努めます。

## (4) 検証指標(前計画からの主な変更点)

### ①「くまもとグリーン農業」の取組実施農家数の割合【見直し】

第3次計画では検証指標を「生産履歴記帳実施農家数」としていましたが、安全安心な農産物の生産により直接的に関係する減農薬の取組である「『くまもとグリーン農業』の取組実施農家数の割合」に指標を見直します。

### ②食中毒の発生件数【見直し】

第3次計画では検証指標を「重篤(死亡者発生)または大規模(有症者50人以上)食中毒発生件数」としていましたが、熊本市総合計画の検証指標と整合性をはかり、「食中毒の発生件数」に指標を見直します。

### ③熊本市HACCP適正普及推進事業の取組み施設数【削除】

令和6年3月をもって事業終了のため、削除します。

### ④食事・食品等に関する正しい知識や情報を得ようと努めている市民の割合【削除】

検証指標「食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合」と内容が重複するため、削除します。

## (4) 検証指標(前計画からの主な変更点)

### ⑤ 熊本市が食品の検査を実施していることを知っている市民の割合【新規】

施策の方向性「市民自らが判断して選択できる環境の充実」の指標として、検証指標に追加します。食品の安全確認検査を実施し、その結果を公表するなど、食の安全に関する情報の見える化に取り組んだ効果を検証します。

### ⑥ 飲食店などを選択する際HACCPを実施していることを重視する市民の割合【新規】

施策の方向性「市民自らが判断して選択できる環境の充実」の指標として、検証指標に追加します。HACCPの定着に向けた取り組みや食の安全に関する情報の見える化に取り組んだ効果を検証します。

### 1 「食育の推進」の主な課題と重点的な取組

#### ●「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合や生活習慣病の予防や改善のために、心だんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を継続して実践している市民の割合は31.7%で目標値に達していません。

市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応した、切れ目のない生涯を通じた食育を推進することが重要です。家庭、保育園・学校、職場、地域等の各場面において、地域や関係団体との連携・協働による食育を推進することで、生涯を通して、健全な食生活を実践できる市民を増やすことは重要です。

#### ●持続可能な食を支える食育の推進

家庭での食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合や、進んで地元農産物を購入する地産地消の割合は、一定の成果はみられるものの目標値には達していません。

私たちの食生活が、くまもとの恵まれた地下水や農水産物など、自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境と調和のとれた食育を推進することは重要です。また、農林漁業体験や生産者との交流・学校給食を活用した全世代への食育を通して、熊本の農水産物を知り・味わい・好きになることで、地産地消の促進や郷土料理への理解を深め、伝統的な和食文化を次世代に継承する、持続可能な食を支える食育の推進が必要です。

## 2 「食育の推進」の体系について

- 体系図(案)・・・別紙(2)－②－1
- 検証指標及び目標値とデータ出典元・・・別紙(2)－②－2

### (1)基本目標

#### 1 全ての市民の食育への理解の増進

ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応した、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進します。

#### 2 健全な食生活が実践できる環境整備

健康や食に関して無関心な層も含め、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを推進し、健康的な食習慣の獲得を目指します。

#### 3 市民運動としての食育の推進

ひろく市民運動として食育を推進し、食育に関する機運の醸成のため、食育に係る多様な関係者と連携・協働した取組を推進します。

#### 4 「くまもとらしさ」を活かした食育の推進

くまもとの自然の恵みあふれる食材等を含め、「くまもとらしさ」を活かした食育を推進します。

1 知り 2 つくり 3 共に 4 好きになる

## (2) 基本的方針

### I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践

市民一人ひとりが、さまざまな経験を通して自ら食について学び実践するため、家庭や保育所、学校、大学、職場や、地域等での食育を推進します。

### II 健康意識の程度に関わらず誰もが自然に健康になれる食環境づくり

市民が自然に健康的な食生活を送れるよう、食品関連事業者との連携を図り、健康的なメニューの提供や食に関する情報の発信など、食をとりまく様々な環境の整備を行います。

### III 市民運動としての食育の展開

全ての市民が食育に関心を持ち実践していくため、食育月間や食育の日の周知、食に関する様々なイベントの開催など、関係団体と連携した食育を市民運動として展開します。

### IV 持続可能な食を支える食育の推進

くまもとの自然環境と食文化に根ざした持続可能な食を支える食育の推進のため、消費者と生産者との交流、地産地消、行事食や作法等の食文化の伝承、食品ロスの削減など環境と調和のとれた食育を推進します。

### (3) 施策の方向性と取り組むべき施策(前計画からの主な変更点)

#### ① 基本の方針Ⅰ 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践

##### 施策の方向性(2) 学校、保育所等における食育の推進

##### (3) 地域における食育の推進

市民がライフステージに応じた一貫性・継続性のある食育を推進するため、市民の生活の場所、夫々での食育を明確化します。

学校、保育所等での体験型や給食を媒体とした食育の実施、地域では、様々な家庭の状況や生活が多様化する中で、誰もが楽しく共食できる場の提供等を含めて、地域での食育を推進します。

#### ② 基本の方針Ⅲ 市民運動としての食育の展開

##### 施策の方向性(3) 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

デジタル技術の活用による社会の変革が一層進展する中、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的に情報発信を積極的に行い、個人がいつでも手軽に食の情報にアクセスできる、非接触型の食育を展開し、市民の行動変容を促します。

## (4) 検証指標(前計画からの主な変更点)

### ①スマートミール認証店支援店舗数【新規】

「健康な食事・食環境」コンソーシアム(日本糖尿病学会等14学会が参加)で審査・認証を行う、「スマートミール」への認証への支援を行い、その店舗数の増加を目指します。

### ②デジタル技術を活用した食育情報発信の件数【新規】

施策の方向性「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」の指標として、検証指標に追加します。SNSやホームページ等での情報提供や、オンラインでの研修会や講座等の件数を計上します。

### ③生産者との交流活動を実施した学校の割合【新規】

施策の方向性「生産者と消費者の交流促進」の指標として、検証指標に追加します。

生産者と消費者の交流や農林漁業体験を通して、食への関心を高め食育の大切さを理解するとともに、食に対する感謝の心を深めていくことを目的としています。

### ④環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ市民の割合【新規】

施策の方向性「食の循環や環境を意識した食育」の指標として、検証指標に追加します。

私たちの食生活が自然の恩恵に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは環境への負荷を減らし、持続可能な食料システムの構築につながります。

# 議題3

## その他

### スケジュール

月	会議名等	構成員
5月	庁内食の安全安心・食育部会ワーキング会議 (現状把握・課題抽出)	庁内ワーキンググループ
7月	●第1回食の安全安心・食育部会策定委員会 (策定方針)	食の安全安心・食育部会 計画策定委員
8月	●第2回食の安全安心・食育部会策定委員会 書面開催 (計画骨子)	食の安全安心・食育部会 計画策定委員
8月	第1回食の安全安心・食育部会 (第3次計画進捗報告・最終評価)	食の安全安心・食育部会委員
11月	●第3回食の安全安心・食育部会策定委員会 (計画素案)	食の安全安心・食育部会 計画策定委員
1月	パブリックコメント	
2月	第1回健康くまもと21推進会議 (最終案決定)	健康くまもと21推進会議委員
3月	計画策定(公表)	